

パスポート(旅券)申請案内

2026. 7. 1版

神奈川県内に住民登録又は居所がある方が申請できます		一般旅券発給申請書 (令和五年三月改正版以降)	戸籍謄本(戸籍抄本は不可) ※1	パスポート用写真	本人確認書類	前回発給されたパスポート	紛失一般旅券等届出書	その他の書類
18歳以上の方は「10年用」、18歳未満の方は「5年用」が申請できます。 - 旅券番号は発給のたびに変更され、お受取まで確認できません。 - 下表からご自分の状況にあてはまるものを選び、○印が付いた書類をお持ちください。 - 神奈川県以外に住民登録をしていて一定の条件を満たす方(居所申請)は6頁を参照してください。 - へボン式と異なるローマ字表記等を希望される方は7頁を参照してください。 「切替申請」「残存有効期間同一申請(18歳以上の方のみ)」は、有効中の旅券を失効させ、新たな旅券を発行します。 「切替申請」の残存有効期間は切り捨てになります。 - 下表に該当するものがない場合は、お問い合わせください。		1通	1通				1通	
ご自分の状況にあてはまるものはどれですか？		2 頁 参 照						
① 初めて旅券申請をする	(新規申請)	○	○	1枚	○			
② 前回取得した旅券の有効期間が切れた	(新規申請)	○	○	1枚	○	※2		
③ 有効旅券の記載事項に変更がある *A	(切替申請/残存有効期間同一申請)	○	○	1枚		○		
④ 有効旅券の査証欄の余白が少なくなった *A	(切替申請/残存有効期間同一申請)	○		1枚		○		
⑤ 有効旅券の残存有効期間が1年未満になった	(切替申請)	○	※3	1枚		○		
⑥ 有効旅券が損傷している *B	(切替申請)	○		1枚	○	○		
⑦ 有効旅券の盗難・紛失等により新たに旅券を申請する	(新規申請)	○	○	2枚	○		○	※4
⑧ 外国で旅券を紛失し「帰国のための渡航書」で帰国した	(新規申請)	○	○	1枚	○			※5
※1 戸籍事務が電算化された市区町村では「戸籍全部事項証明書」、電算化していない市区町村は「戸籍謄本」が発行されます。 ※2 有効期間切れの旅券も可能な限りお持ちください。申請時に確認後、お返しします。 ※3 申請書の本籍欄は、都道府県名のほか市郡以下番地まで記入する必要がありますので、本籍をご確認の上、お越しく下さい。 記載事項(氏名・振り仮名・本籍の都道府県名等)に変更がある場合は、戸籍謄本が必要です(戸籍抄本では受付できません)。 記載事項に変更がなければ戸籍謄本は不要です。 ※4 有効旅券を盗難・紛失・焼失した場合は、必ず本人が「紛失一般旅券等届出書」を提出してください。 - 盗難・紛失の場合：警察に遺失届(盗難届)を提出したことを証明する書類をお持ちになるか、遺失届(盗難届)の受理番号を紛失一般旅券等届出書に記入してください。 - 焼失の場合：消防署又は市区町村が発行した「罹災証明書」をお持ちください。 いずれの書類も入手されていない場合は、盗難・紛失・焼失した経緯等を記入した「事情説明書」を提出してください。 ※5 「帰国のための渡航書」をお持ちください。 *A 記載事項(氏名・振り仮名・本籍の都道府県名等)に変更があった場合や、有効旅券の査証欄の余白が少なくなった場合は、「切替申請」又は「残存有効期間同一申請(18歳以上の方のみ)」をしてください(8頁参照)。 *B 損傷の状態によっては、⑦の紛失扱いとなる場合がありますので、事前にお問い合わせください。								

住民票の写しが必要な方
住民票の写しは、申請日前6ヶ月以内に発行されたマイナンバー(個人番号)の記載がないものをお持ちください。
- 住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない方(最初の窓口でその旨お伝えください) - 転入・転居届提出日当日に旅券を申請する方 - 神奈川県以外に住民登録をしていて一定の条件を満たす方(居所申請については6頁参照)

オンライン申請について
令和7年3月24日申請分から、パスポートの申請が全面的にオンラインでもできるようになりました(一部対象外あり)。 オンライン申請では、スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、マイナポータルからパスポートの申請ができます。

■ 一般旅券発給申請書

18歳以上の方は「10年用」、18歳未満の方は「5年用」が申請できます。

「残存有効期間同一申請(18歳以上の方のみ)」をされる方は、8頁をご覧ください。

■ 申請日前6ヶ月以内に発行された戸籍謄本

- ・同一戸籍内のご家族の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で申請できます。
- ・戸籍抄本・改製原戸籍・戸籍の附票では受付できません。

■ パスポート用写真 (カラーでも白黒でもかまいません) 提出された写真が旅券に転写されます

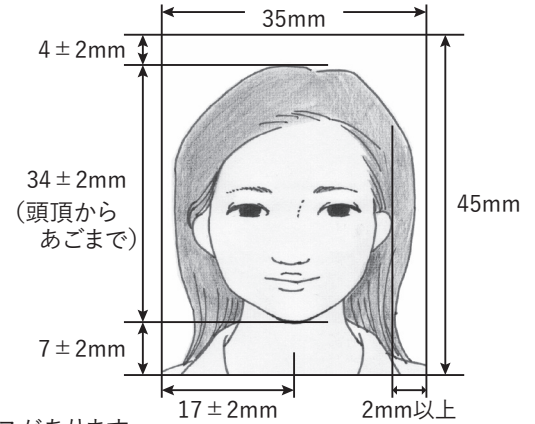
写真は事前に用意し、申請書に貼らずにお持ちください。
※既に貼り付け済みの場合は、はがさずそのままお持ちください。

写真の規格 (背景は白色を推奨します)

- ✓申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの
- ✓申請日前6ヶ月以内に撮影されたもの
- ✓フチなしで右図の各寸法を満たしたもの(顔の寸法は頭頂からあごまで)
- ✓無帽であるもの ✓背景がないもの(影やグラデーションがあるものも不可)
- ✓目の周辺に、髪の毛、眼鏡、つけまつげ等の一部や影が入っていないもの

カラープリンターで写真を印刷する場合

- ・自動証明写真(スピード写真)やご自宅で撮影したデジタル写真は、規格に合わない場合があります。
- ・写真専用の用紙を使用し、頭部や顔の輪郭がはっきりとわかるように、鮮明な画質で印刷してください。
- ・ノイズ(画像の乱れ)が発生しているものや、ジャギー(階段状のギザギザ模様)、印刷時のドット(網状の点)やインクのにじみがあるもの、写真用アプリ等を使用して画像を修正するなど加工処理をほどこしたものは受付できません。
- ・デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した画像による写真は、左右が反転している場合があります。このような写真は受付できません。



パスポート用写真として不適当な例

※不適当な写真の場合は、撮り直しをお願いする場合があります。

- ×規格寸法を満たしていないもの
- ×変色や傷・汚れがあるもの
- ×顔や背景に影があるもの
- ×ピンぼけや手ぶれにより不鮮明なもの
- ×顔にてかりやムラがあるもの
- ×髪が目(黒目)にかかっているもの
- ×色付きのメガネやサングラスをかけたもの
- ×フラッシュなどにより瞳が赤く写ったもの
- ×カラーコンタクトレンズや瞳の輪郭を大きく見せるコンタクトレンズを装着したもの
- ×メガネのフレームが目にかかっているものや、照明がメガネに反射したもの
- ×人物と背景の境界が不明瞭なもの(背景と頭髮が同系色で顔の輪郭が見分けにくいもの)
- ×帽子や幅の広いヘアバンド等により、頭部が隠れているもの
- ×衣服や装飾品、イヤホン(補聴器を除く)などにより、顔や頭の一部が隠れているもの
- ×顔の向きが左右に傾いているものや、横を向いているもの
- ×極端に笑うなど表情が平常と著しく異なるもの
- ×6ヶ月以内に撮影されたものでも、実際の容姿と著しく異なるもの(ウィッグなど)

■ 本人確認書類 有効な原本でコピーは不可 (未成年者や代理提出者も含む)

- ・有効中の旅券は必ずお持ちください。
- ・マイナンバー(個人番号)の「通知カード」及び「個人番号通知書」については、本人確認書類として使用できませんのでご注意ください。
- ・本人確認書類の氏名、生年月日、性別、住所、本籍は申請書の内容と一致しているものに限りです。
- ・公の機関が発行する証明書(印鑑登録証明書、課税証明書等)は、申請日前6ヶ月以内に発行されたものをお持ちください。
- ・未成年者で本人確認書類がそろわない場合は、親権者の本人確認書類もお持ちください。
- ・代理提出をする場合は、申請者本人と代理提出者双方の本人確認書類が必要です。
- ・該当するものがない方やご不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

下記から1点又は2点必要な本人確認書類をお持ちください

いずれか1点でよい書類	2点必要な書類	A欄とB欄から各1点ずつ又はA欄から2点
	〈A 欄〉	〈B 欄〉
・日本国旅券(失効後6ヶ月以内を含む) ・運転免許証 ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・船員手帳、海技免状 ・宅地建物取引士証 ・官公庁等職員身分証明書(写真付) ・写真付身体障害者手帳 (写真貼替防止がなされているもの、カード式も可) など	・以下の資格確認書 (国民健康保険/健康保険/船員保険/後期高齢者医療/共済組合) ・介護保険被保険者証 ・年金証書/年金手帳 ・印鑑登録証明書と登録印 - など	・学生証(写真付) ・会社の身分証明書(写真付) ・公的機関発行の写真付資格証明書 ・公的機関発行の課税(非課税)証明書 ・失効後6ヶ月を経過した日本国旅券 ・母子健康手帳(中学生以下対象) ・保護者氏名、保護者の生年月日、子の出生届出済証明、子の氏名、子の生年月日が全て記載されていること ・身体障害者手帳(写真なし等) など

■ 一般旅券発給申請書の記入例

- 黒又は青の濃いインク又はボールペンで、枠からはみ出さないように記入してください。
- 申請書は機械で読み取りますので、折り曲げたり汚したりしないでください。
- **裏面も忘れずに記入してください。**
- **消せるインクを使用したボールペンや、サインペンなど裏写りしやすい筆記具は使用しないでください。**
- 修正液や修正テープは使用しないでください。書き間違えた場合は、二重線で消して訂正してください。訂正印は不要です。ただし、「所持人自署」は訂正できませんので、新しい申請書に書き直してください。

〈表面〉

一般旅券発給申請書

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) **5年用**

受理年月日 受理番号

窓口記入欄

有効期間 ☒ 5年 発行年月日 交付年月日

ここは記入しないでください

氏名 (左詰めで記入)

ヨミカタ (カタカナで記入。濁点及び半濁点を同一マス内に「カ」「ハ」等と記入してください。)

姓 (戸籍に記載のとおり、かい書体で記入してください) 名

姓 FUCHITSUJI 名 KOTARO

本籍 (都道府県名を左詰めで記入してください。市区郡以下を記入してください)

神奈川県 横浜市中区山下町2番地

過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 ☐ あり ☒ ない

※旅券の所持歴はありますか。 ☒ ある (以下に最後の旅券について記入) ☐ ない

旅券番号 MQ9999901 発行年月日 西暦で記入 20160701

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 FUCHITSUJI

この申請書を提出する日の年齢 18歳以上の場合は、下欄の()内に「5」と必ず記入してください。 ※3日以内に紛失(盗失)届出を行っている場合は、枠内に「5」を記入してください。

満(00)歳 私は有効期限が(5)年の一般旅券の発給を希望します。

現住所 〒212-0013 川崎市幸区堀川町1-2-3 電話 044(000)0000

住所 厚木市中町45-6 電話 046(000)0000

日本国内の緊急連絡先 氏名 申請者との関係 祖父 電話 046(000)0000

※次の各事項に該当しているか否か、□に「✓」印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。)

1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ

2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 ☐ はい ☒ いいえ

3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 ☐ はい ☒ いいえ

4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ

5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ

6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ

現在外国の国籍を有していますか。 ☐ はい ☒ いいえ

「はい」の場合 どの国の国籍ですか。 取得年月日 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。 外国籍の父又は母の子として出生 ☐ 外国での出生 ☐ 外国人との婚姻又は養子縁組 ☐ 帰化申請又は国籍取得届出 ☐

ここは記入しないでください

(別記第2号様式)

用紙の大きさはA4

氏 名

- 戸籍の記載どおりに楷書体で記入してください。
- 振り仮名(ヨミカタ)はカタカナ、ローマ字はヘボン式ローマ字の活字体大文字で記入してください。
- **氏名の振り仮名や表記は、一度登録すると原則として変更することはできません。**

本 籍

本籍は都道府県名だけでなく、**戸籍の記載どおりに番地まで**記入してください。

都道府県名は「神奈川県」のように必ず「都」「道」「府」「県」まで記入してください。

過去に申請した旅券の受領

いままでに申請した旅券を受領しなかったことがある方は「ある」、それ以外の方は「ない」に「✓」印を記入してください。

旅券の所持歴

いままでに旧姓も含め旅券の発給を受けたことがある方は「ある」に「✓」印を記入し、最後に発給を受けた旅券について記入してください。

今回初めて申請する方は「ない」に「✓」印を記入してください。

現 住 所

住民票記載どおりの住所と、勤務先などの日中の連絡先を記入してください。

居所申請する方は下段に居所も記入してください(6頁参照)。

日本国内の緊急連絡先

海外渡航中に日本国内にいる家族等を記入してください。

令和5年3月改正前の古い申請書は使用できません。

で囲まれた部分は、必ず旅券名義人である申請者本人が記入してください。

出発予定日 令和 Δ 年 12 月 1 日 ※主要渡航先での滞在期間 ☒ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に「✓」印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① ☐ 表面の判別等関係欄に該当する事項がある場合 ② ☐ 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的 (具体的に) ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐ ⑦ ☐ ⑧ ☐ ⑨ ☐ ⑩ ☐ ⑪ ☐ ⑫ ☐ ⑬ ☐ ⑭ ☐ ⑮ ☐ ⑯ ☐ ⑰ ☐ ⑱ ☐ ⑲ ☐ ⑳ ☐ ㉑ ☐ ㉒ ☐ ㉓ ☐ ㉔ ☐ ㉕ ☐ ㉖ ☐ ㉗ ☐ ㉘ ☐ ㉙ ☐ ㉚ ☐ ㉛ ☐ ㉜ ☐ ㉝ ☐ ㉞ ☐ ㉟ ☐ ㊱ ☐ ㊲ ☐ ㊳ ☐ ㊴ ☐ ㊵ ☐ ㊶ ☐ ㊷ ☐ ㊸ ☐ ㊹ ☐ ㊺ ☐ ㊻ ☐ ㊼ ☐ ㊽ ☐ ㊾ ☐ ㊿

ここは記入しないでください

渡航先 (渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国 (名) (姓) (名)

旅券面の氏名表記 (申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください。(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GAIMU(TANAKA))

氏名 (姓) (名)

注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・、～など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。

外務大臣 令和 Δ 年 11 月 1 日 大使 総領事 殿

法定代理人(親権者、後見人など)署名

ここは記入しないでください

本人確認欄

官公庁記載欄

旅券面の氏名表記

ヘボン式と異なるローマ字表記を希望する方、旧姓などの別名併記を希望する方は、この欄に記入してください(7頁参照)。

氏名のローマ字表記は、一度登録すると原則として変更することはできません。

法定代理人署名

親権者又は後見人が楷書体で記入

※未成年者等が申請する場合に記入してください

未成年者又は成年被後見人が申請する場合、親権者(原則として父又は母)又は後見人の署名が必要です。

※遠隔地に在住等の理由で申請書に直接記入できない場合は、同意書が必要です(7頁参照)。

※成年被後見人が申請する場合は、事前にお問い合わせください。

申請者記入欄

申請者本人が記入

引受人記入欄

引受人(代理人)本人が記入

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

令和 Δ 年 11 月 1 日

引受人氏名 引受人との関係

引受人住所

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和 Δ 年 11 月 1 日

連絡先電話番号 044(000)0000

生年月日 明治・大正・昭和(平成) 令和 13 年 8 月 3 日

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。

2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号様式)

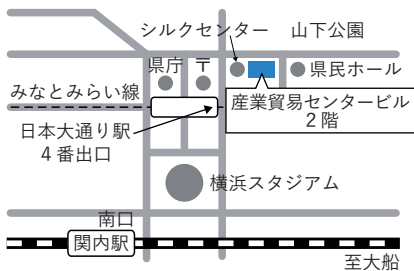
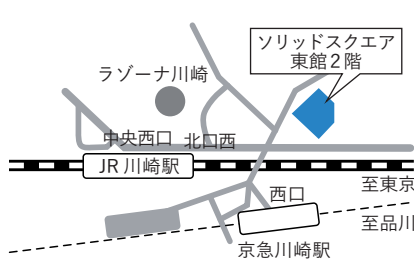
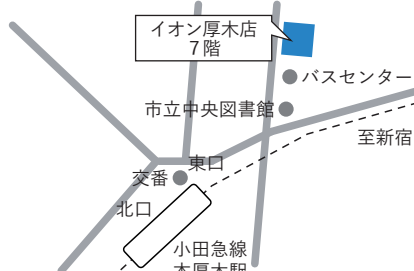
申請書類等提出委任申出書 ※申請者記入欄と引受人記入欄は代理提出の場合に記入してください

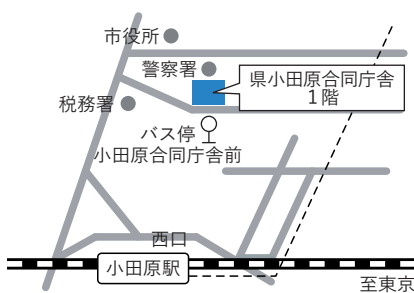
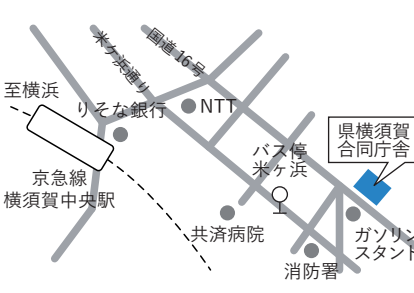
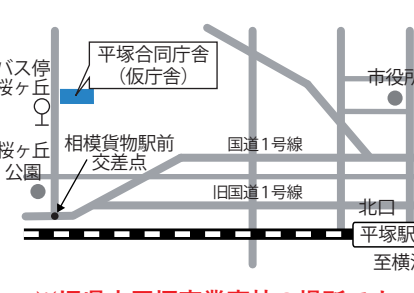
申請者本人に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合は、必ず記入してください(6頁参照)。

ただし、申請者本人が未成年者又は成年被後見人であり、法定代理人(親権者又は後見人)が代理提出する場合は、記入の必要はありません。

■ 県パスポートセンター窓口のご案内

パスポートセンター専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

名称	本 所（横浜）	川 崎 支 所	県 央 支 所（厚木）
案内図			
所在地	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル2階	〒212-0013 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館2階	〒243-0018 厚木市中町1-5-10 イオン厚木店7階
最寄駅	- みなとみらい線日本大通り駅4番出口（徒歩5分） - 横浜市営地下鉄関内駅1番出口 又は JR関内駅南口（徒歩15分）	- 京急川崎駅西口（徒歩5分） - JR川崎駅北口西（徒歩6分） - JR川崎駅中央西口（徒歩7分）	小田急線本厚木駅東口 又は 北口（徒歩5分）
申請受付	月・木・金 9:00～16:45 火・水 9:00～19:00 ※土曜日・日曜日・祝休日は申請できません	月～金 9:00～16:45 ※土曜日・日曜日・祝休日は申請できません	月～金 9:00～16:45
受取受付	月・木・金・日 9:00～16:45 火・水 9:00～19:00	月・木・金・日 9:00～16:45 火・水 9:00～18:30	
休業日	土曜日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日) ※日曜日は受取のみです。日曜日が祝日と重なる場合でも受取できますが、年末年始の日曜日は休業です。		

名称	小田原出張所	横須賀出張窓口	平塚出張窓口
案内図			
所在地	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎1階	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 横須賀合同庁舎内	〒254-0054 平塚市中里50-1 平塚合同庁舎(仮庁舎)内
最寄駅	- JR・小田急線小田原駅西口（徒歩15分） - 伊豆箱根バス「小田原合同庁舎前」下車	- 京急線横須賀中央駅（徒歩10分） - 京急バス「米ヶ浜」下車	JR平塚駅北口から 神奈中バス「桜ヶ丘」下車
申請受付	月～金 (午前) 9:00～12:00 (午後) 13:00～16:45	毎月第2・第4火曜日の隔週2回 (午前) 10:00～12:00 (午後) 13:00～16:15	毎月第2・第4木曜日の隔週2回 (午前) 10:00～12:00 (午後) 13:00～16:15
受取受付	パスポートの受取はできません		
受取場所	小田原出張所又は県央支所を選択	本所又は川崎支所を選択	本所又は県央支所を選択
	※選択した後の受取場所の変更はできません		
休業日	土曜日・日曜日・祝休日 及び 年末年始(12月29日～1月3日)	祝休日と重なる火曜日 及び 年末年始(12月29日～1月3日)	祝休日と重なる木曜日 及び 年末年始(12月29日～1月3日)

■ 市町村窓口のご案内

パスポートセンター専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

- 横浜市にお住まいの方は、横浜市センター南パスポートセンター 又は 県パスポートセンター本所(横浜)で申請・受取をしてください。
- 相模原市にお住まいの方は、相模大野パスポートセンターで申請・受取をしてください。
相模原市に本籍のある方は、併設する連絡所で戸籍謄本を取得できます。
- 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にお住まいの方は、湘南パスポートセンターで申請・受取をしてください。
この2市1町に本籍があり、かつ住民登録のある方は、湘南パスポートセンターで戸籍謄本を取得できます。

※ 土曜日・日曜日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)は申請できません。

※ 日曜日は受取のみです。日曜日が祝日と重なる場合でも受取できますが、年末年始(12月29日～1月3日)の日曜日は休業です。

※ 受付日時については、念のためホームページ等でご確認ください。

■ 横浜市センター南パスポートセンター【横浜市にお住まいの方】 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央1-1 横浜市営地下鉄センター南駅1階 最寄駅：横浜市営地下鉄センター南駅(7番出口付近)	申請受付：月～金 9:00～16:45 受取受付：月・木・金・日 9:00～16:45 火・水 9:00～18:30
■ 相模大野パスポートセンター【相模原市にお住まいの方】 〒252-0303 相模原市南区相模大野3-2-1 bono相模大野ノースモール4階 最寄駅：小田急線相模大野駅北口(徒歩3分)	申請受付：月～金 9:00～16:45 受取受付：月・木・金・日 9:00～16:45 火・水 9:00～18:30
■ 湘南パスポートセンター【藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にお住まいの方】 〒251-0041 藤沢市辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南3階 最寄駅：JR辻堂駅北口(徒歩4分)	申請受付：月～金 9:00～16:45 受取受付：月～金・日 9:00～16:45

■ 代理提出をする方 申請者本人に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合

- 盗難・紛失・焼失の届出や居所での申請、「刑罰等関係」の事項に該当する方は、代理提出はできません。
- 申請書表面の「所持人自署」「刑罰等関係」及び裏面の「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄は、代理の方ではなく、必ず旅券名義人となる**申請者本人が記入**してください。
- 本人確認書類は、**代理の方と申請者本人双方の書類が必要**です。2頁の「本人確認書類」をご確認ください。
- 代理の方による旅券の受取はできません。乳幼児でも必ず旅券名義人となる申請者本人がお越しください。

■ 神奈川県内に住民登録がない方(居所申請) 次にあてはまる方は神奈川県で申請・受取ができます

居所に居住している事情等を確認させていただきますので、申請者本人が窓口にお越しください。

一時帰国者で神奈川県内に居所がある方

- 居所申請申出書
- 次の中から1点お持ちください。
 - ・査証(ビザ) ・再入国許可のある旅券
 - ・永住証明書 ・滞在許可証等

学生や長期出張等で一時的に神奈川県内にお住まいの方

- 居所申請申出書
- **申請日前6ヶ月以内に発行された住民票の写し**
- 居所が記載された書類
(学生証、居所証明書、公共料金の請求書、申請者宛の郵便物等)

神奈川県内に上陸している船員の方

- 居所申請申出書
- **申請日前6ヶ月以内に発行された住民票の写し**
- 船員手帳
- 居所を船長等が証明する書類

各申請に必要な書類もお忘れなく！

居所申請に必要な書類だけでなく、新規申請などご自身の申請に必要な書類も一緒に提出していただきますので、ご注意ください。
「居所申請申出書」と「居所証明書」はホームページからダウンロードできます。

■ 受取までの日数 土曜日・日曜日・祝休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は日数に含みません

申請場所	受取場所	受取までの日数(申請日・受取日を含む)
本所		9日目から
川崎支所		
県央支所		
小田原出張所	県央支所	10日目から
	小田原出張所	11日目から
横須賀出張窓口	本所 又は 川崎支所	10日目から
平塚出張窓口	本所 又は 県央支所	
市町村窓口(横浜市センター南・相模大野・湘南)		11日目から

■ 申請日に18歳未満の方

- 申請書の裏面「法定代理人署名」欄に、**親権者（原則として父又は母）又は後見人の署名が必要です。**
- 親権者や後見人が遠隔地に在住等の理由で申請書に署名ができない場合は、ホームページから「旅券申請（届出）同意書」をダウンロードし、親権者や後見人が署名をして提出してください。
- 年齢は「年齢計算に関する法律」（明治35年法律第50号）の規定により、誕生日の前日に1歳加算され、18回目の誕生日の前日に18歳になります。
これにより、**18歳の誕生日の前日から10年用旅券の申請ができます。**未成年者は5年用旅券の申請となります。

■ ヘボン式ローマ字

の箇所は特に誤りやすいのでご注意ください

50音									
あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	ゐ
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI		RI	I
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る	
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU	
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	ゑ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE	E
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O

濁音・半濁音				
が	ざ	だ	ば	ぱ
GA	ZA	DA	BA	PA
ぎ	じ	ぢ	び	ぴ
GI	Ji	Ji	BI	PI
ぐ	ず	づ	ぶ	ぷ
GU	ZU	ZU	BU	PU
げ	ぜ	で	べ	ぺ
GE	ZE	DE	BE	PE
ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ
GO	ZO	DO	BO	PO

拗音									
きゃ	しゃ	ちゃ	にゃ	ひゃ	みゃ	りゃ	ぎゃ	じゃ	びゃ
KYA	SHA	CHA	NYA	HYA	MYA	RYA	GYA	JA	BYA
きゅ	しゅ	ちゅ	にゅ	ひゅ	みゅ	りゅ	ぎゅ	じゅ	びゅ
KYU	SHU	CHU	NYU	HYU	MYU	RYU	GYU	JU	BYU
きょ	しよ	ちょ	にょ	ひょ	みょ	りょ	ぎょ	じょ	びょ
KYO	SHO	CHO	NYO	HYO	MYO	RYO	GYO	JO	BYO

長音「お」「う」の表記について

- 末尾の「お」は「O」で表記
- 末尾以外の「お」は「O」を入れない
- 「う」は末尾であるか否かに関わらず「U」を入れない

例：かの**お** → KAN**O**
 例：**おお**の → **O**NO
 例：かの**う** → KANO

例：せの**お** → SEN**O**
おおおか → **O**OKA
 さと**う** → SATO

よこ**お** → YOKO**O**
 ゆ**う**か → YUKA

撥音「ん」の表記について

- 「**N**」で表記
- 「B・M・P」の前は「**M**」で表記

例：こ**ん**どう → KON**D**O
 例：な**ん**ば → NAM**B**A

か**ん**だ → KAN**D**A
 ほ**ん**ま → HOM**M**A

し**ん**や → SHIN**N**YA
 さ**ん**ぺい → SAM**N**PEI

促音「っ」の表記について

- 子音を重ねて表記
- 「CH」の前は「**T**」で表記

例：は**っ**とり → HAT**T**ORI
 例：ほ**っ**ち → HOT**T**CHI

き**っ**かわ → KIK**K**AWA
 は**っ**ちょう → HAT**T**CHO

■ ヘボン式ローマ字と異なる氏名表記を希望する方

- 一般旅券発給申請書の裏面「旅券面の氏名表記」欄へ希望するつづりを記入してください。
- つづりの確認ができる書類が必要な場合がありますので、事前に電話案内センターまでお問い合わせください。
- 氏名のローマ字表記は、一度登録すると原則として変更することはできません。**

■ 旧姓や別姓等を括弧書きで併記を希望される方

- 一般旅券発給申請書の裏面「旅券面の氏名表記」欄に旧姓又は別姓等のローマ字を括弧書きで記入してください。
- 旧姓や別姓等が確認できる書類が必要です。
- ヘボン式ローマ字と異なる表記を希望する方は、つづりの確認ができる書類が必要な場合があります。
- 状況によって必要書類が異なりますので、詳しくは電話案内センターまでお問い合わせください。

■ 受 取 ・ 手数料 年齢に関係なく旅券名義人である申請者本人でなければ受け取ることができません

- 申請時にお渡しする「パスポート(旅券)引換証」が必要です。
- 前回発給されたパスポートが申請時に有効中の場合は、そのパスポートを必ずお持ちいただかないと、今回申請された新しいパスポートはお渡しできません。**なお、お持ちいただいた前回のパスポートは、穴あけ処理をしてお返しします。
- 発行日から6ヶ月以内にお受け取りください。発行日から6ヶ月以内に受け取りをされない場合、申請された新しいパスポートは失効となりお渡しできません。また、**次回申請の際に別途追加で手数料が必要となります**ので、ご注意ください。
- 手数料は受取の際に必要です。**

紙の申請書による窓口申請		国手数料	県手数料	合計金額
新規申請 切替申請	10年用(18歳以上※)	7,000円	2,300円	9,300円
	5年用(18歳未満※)	2,500円		4,800円
残存有効期間同一申請		3,500円		5,800円

**2026年7月1日申請分から
手数料が改定されました**

オンライン申請		国手数料	県手数料	合計金額
新規申請 切替申請	10年用(18歳以上※)	7,000円	1,900円	8,900円
	5年用(18歳未満※)	2,500円		4,400円
残存有効期間同一申請		3,500円		5,400円

※18歳の誕生日の前日から10年用旅券の申請ができます。
未成年者は5年用旅券の申請となります。

■ 有効旅券の記載事項に変更があった方 及び 有効旅券の査証欄の余白が少なくなった方

有効な旅券に記載されている氏名・振り仮名・本籍の都道府県名等に変更があった場合や、有効旅券の査証欄の余白が少なくなった場合は、「切替申請」又は「残存有効期間同一申請(18歳以上の方のみ)」ができます。

- 「切替申請」は、現在お持ちの有効旅券の残存有効期間を切り捨て、新しい旅券を発行するものです。
- 「残存有効期間同一申請」は、現在お持ちの有効旅券の有効期間満了日を変えずに、新しい旅券を発行するものです。
- 「切替申請」と「残存有効期間同一申請」のどちらも、所持人自署(サイン)・顔写真・旅券番号・ICチップ内のデータは新しくなります。
- 旅券番号は発給のたびに更新され、お受取まで確認できません。
- 窓口で申請する手書き様式の「一般旅券発給申請書(残存有効期間同一用)」は、パスポートセンターの窓口で配布しています。

比較項目	切 替 申 請	残 存 有 効 期 間 同 一 申 請
手数料 ()内は オンライン申請の手数料	10年用 : 9,300円 (8,900円) 5年用 : 4,800円 (4,400円)	5,800円 (5,400円) ※10年用のみ
有効期間	現在の旅券の残存有効期間は切り捨てとなり、 新旅券の発行日から10年間又は5年間	発行日から現在の旅券の有効期間満了日まで
受取までの日数	6頁をご参照ください	
申請書	一般旅券発給申請書(10年用又は5年用) 1通	一般旅券発給申請書(残存有効期間同一用) 1通
申請に必要な書類	戸籍謄本(戸籍抄本は不可): 1通(2頁参照)、パスポート用写真: 1枚(2頁参照) 前回発給された旅券(現在お持ちの有効な旅券) ※有効旅券の査証欄の余白が少なくなった方の申請の場合、氏名・振り仮名や本籍の都道府県名等に変更がなければ、戸籍謄本は不要です。 ※1頁の「住民票の写しが必要な方」に該当する場合は、「住民票の写し」が必要です。	

■ 「刑罰等関係」の事項に該当する方

- 申請書の「刑罰等関係」の事項に該当する方は、別途手続きが必要です。事前に電話案内センターまでお問い合わせください。
- 受付窓口は、本所・川崎支所・県央支所のみです。その他の窓口での受付はできません。
- 審査に1～2ヶ月程度を要しますので、ご注意ください。

お問合せ先
電話案内センター

横浜 045-222-0022

※横浜市内からお掛けの方は市外局番045をお忘れなくお願いします
※電話案内センターを利用できない方はホームページをご覧ください

公式サイト (神奈川県パスポートセンター) 検索



電話受付時間

月・木・金・日 9時～17時

火・水 9時～19時

(休業日は除きます)